

スウェーデンにおける婦人運動

嶋田 津矢子

I 社会実験室としてのスウェーデン

いままでに旅した諸外国のなかで、先ず脳裏に浮ぶ魅惑的な国々といえば、山並みと湖の清澄と均整のとれた社会生活に安住するスイスや、田園的雰囲気に包まれた平和で、開放的で、驕りたかぶりのない善意の人々のいるオランダ、また大地の果が北極圏にひろがり、真夏のひかりの淡い森と湖の国、そこでひたすら人間の幸福を思索し、ルッテル主義プロテスタンティズムを国教として、恵まれた天然資源を存分に活用しながら、社会民主主義の大道に沿うて、独自の国造りを進めているスウェーデンを挙げなければならない。

4年前にスウェーデンに滞在したときは、それほど印象的とは思えなかったが、今度はソ連および東欧の社会主义諸国に一ヵ月半の滞在を終えたあとであったので、社会主义諸国と、いわゆる福祉国家の社会生活の営みが、それぞれの明暗の複雑に交錯するなかで、一層鮮明な問題意識を与えるいくつかの光景に接したのである。英国の詩人・評論家で、英国ペンクラブ詩部会議長をつとめる国際ペンクラブ東京大会で来日したことのあるカスリン・ノットは『清潔で光に溢れるところ』(Kathleen Nott, *A Clean Well-Lighted Place*, 1961. 森山真弓訳『福祉国家の明暗』——スウェーデンの印象)という一書で、軽快、繊細な筆致をもって、スウェーデン社会の表裏を描きあげ、その女流詩人独特の繊細な觀察力は、スウェーデンを旅するにふさわしい心準備を与えるものであった。ノットは、「スウェーデンを訪問する人々は、まずこの国がとても平板だと感ずる。そしてそれは、あらを探してもみつからないのでがつかりするばかりではない。スウェーデンは、ただ美しい顔と姿があるだけで、その背後に何もない女のようだとも言えるだろう。美しいけれど嘘なのだ。」(邦訳24-5頁)とも記しているが、それは整然と美学的バランスを保ち、それゆえに

ギリシャ彫刻の悲劇的な神秘性にも通ずる清澄さを感じさせるこの北欧の国の静けさに対する、英國人のロンドン仕込みの冷たさとねたみの交錯する酷評でもあるかも知れない。それにもかかわらず、ノットは「スウェーデンは、他の民主国にも共通な、人間の基本的な問題を研究中の社会実験室のようである」という一貫した視点から、スウェーデン社会に強く心ひかれているのである。

人間研究の社会的実験室としてのスウェーデンこそ、まさに私の深い関心を寄せるところである。興味あることに、日本を訪れた経験をもつノットは、日本通であるストックホルムの友人の見解に同意して、スウェーデンと日本の類似点を指摘していることである。「いま、自分の思いつく点をここにあげることができるにすぎないが、たとえば、ねじれた松の木、とがった山々とくっきりした湖、日本の芸術の抑制的な形式をもった景色、行儀作法があること、面をかぶった悲劇的な感覚(日本人はその深い悲観主義をうす笑いでかくす)、性と酒の爆発、社会にも家庭にも全生活にゆきわたっている実際的な芸術的感覚——よいデザインの感覚と外見を常に気にすること……などである」(邦訳188頁)。民主的環境のなかで水晶のひらめきをもつ個人主義的自我性に凝結していると思われるスウェーデン人が、ただ国際的背景を異にするのみでなく、その個性において自我の目覚めの弱いといれる私たち日本人と、類似する品性をもつという洞察は、いささか驚きである。

そういうわけでみると、清楚な芸術的感覚において、寒風のあらい北辺のスウェーデン文化と、温帯のやわらかな風光に育つ日本文化とが、その内奥に不思議に触れ合う繊細さをわかち合っていることに気付くのであるが、「性と酒の爆発」ということになると、その社会史的特質から、その原始以来の共通の欲動が、著しく異った社会構造のなかで、かなり異質的な意味をもって展開しつつ

あると感ぜられるのである。誰もみな、「性と酒」というような、一見極めて生理的な欲望満足の次元では、洋の東西を問わず、人間の行動類型は帰するところ一つであると思ひこみ易いけれども、風土と社会体制の鎔型のなかでは、現象面の相似性にもかかわらず、その内面では存外違った意味と迫力とをもって、人間行動のあり方が規制されていることを、見逃すわけにはいかない。戦後の日本で、家族制度や社会生活が、従来のもうろもろの拘束から次第に開放的方向に転換するにつれて、「性と酒」が西欧寄りの「自由化」傾向に赴き、「ポルノ時代」といわれる今日、活字・映像・電波のメディアを通じて、たしかに性を扱う情報が、日常生活に深く浸透しつつあるけれども、その現象面のある程度の共通性にもかかわらず、「性」に対する日本人とスウェーデン人の態度には、大きな隔りの存在することを指摘しないわけにはゆかぬ。

私が『結婚カウンセリング』の一書を記したのは1963年のことであった。結婚における男女関係は、いわゆる「セックス」を重要な舞台とするけれども、その書において、それについて深く触れることがなかったのは、非難されるべきことであったかもしれない。今日のポルノはんらんの日本の状況では、片手落ちという批評を受けるのは、当然のことであろう。しかしセックスの問題を、週刊紙の得意とするように、ただそれだけを独立させて性的技術の領域でとりあげることは、むしろ観念的であって社会的に実在する「結婚」の問題を具体的に語ることにはならぬ。スウェーデンの社会構造のなかで形成される男女関係、結婚、家庭は、その国に独自の性パターンをつくりあげている。それを皮相的に「フリー・セックス」概念で理解しようとする非科学的接近方法が、スウェーデン人の結婚觀についての私たちの認識を誤らせるのみでなく、フリー・セックス論の流行する日本では、性関係の将来の展望を不用意に歪めることとなるのではないだろうか。

もちろん、性関係や結婚は男と女の係わる問題であって、婦人のみがその主題となる性質の問題ではない。しかしここでは、私の関心事である婦人問題あるいは結婚問題としての角度から、スウェーデンにおける性の問題に焦点を当ててみたい

と思う。前回に訪問してわずか4年のあいだに、スウェーデンの婦人と性の問題には、予期したよりも遙かに大きな変化が起っていることへの驚きが、この一文を草する直接の動機となったのである。

II スウェーデン婦人運動の歴史

近代の「婦人運動」と呼ばれるものは、第一には婦人の教育の領域における男子と同等の教養の自由の要求、第二には労働ないし職業の領域における男子と同等の自由および賃金の要求、第三に法律の領域における要求、即ち民法の領域での妻の完全な権利および行為能力、刑法における女性に対するあらゆる除外規定の廃止および性の領域での男子の法的責任、公法での婦人選挙権、第四の社会的領域での男子専権的地位を打破する男女同等の道徳律の確立の要求を、その主たる内容とする婦人解放の努力であった。そのある部分は、すでに多くの国々で実現に向いつつあるけれども、その大勢は依然として女性の劣等的地位を温存し、ギリシャ、ローマの時代より現代のいわゆる「ウーマン・リブ」の運動にいたるまで、「男子運動」なるものが皆無であるのに、ひとり「婦人運動」のみが存続しているのは、女性の人間としての自由を阻害する強固な社会的障壁が存在しているからである。

Anna-Greta Leijon, *Swedish Women-Swedish Men*, 1968. p. 34 f. によれば13世紀の半ば、Birger Jarl が、暴力による嫁取りを法律的に禁止せしめ、娘への財産相続権を認めさせたとき、スウェーデンにおける婦人運動は始っていたのだと考えられる。しかし近代的意味での婦人解放運動は、18世紀の半ば女流詩人 Hedvig Charlotta Nordenflycht の男女平等論によって、火蓋を切られた。彼女は女性の欠陥とみなされるものは、女性そのものの生来的性質によるものではなく、歪められた教育環境の所産である、と主張した。婦人の良き素質へのロマンティックなあこがれを抱いた19世紀の著名な作家 Carl. J. L. Almqvist は、その作品、特に1839年作 “Det Gårان” を通して、既婚婦人の経済的および法律的独立、未婚婦人のための行動の自由を要求し、結婚制度

そのものについての酷評をおこない、当時の人々に深い感銘を与えた。同じく女流作家 Frederika Bremer は、教師や保母職をもって自活力を得る婦人たちを題材として、女性の教育と労働に対する社会的責任を指摘するとともに、妻および母性の理想像を追求しはじめたが、世界に知られる傑作 “Hertha” (1856) では、未婚婦人のおかれている問題点をとりあげ「Frederika Bremer 連盟（1884年設立）」は、今日も存続して、Bremer 思想の普及に努めている。このように、19世紀婦人運動は、主として大学教育をふくむ婦人の教育権と経済的独立を中心展開されたのであった。全国婦人選挙権連盟（1903年組織、Carl Lindhagen や国会議員の支持のもとに実に各方面における集会と講義を展開）のながい努力が実を結んで、スウェーデン婦人が普通選挙権を獲得したのは1921年のことであった。その2年後には、憲法によって、官庁サービスへの婦人就職を原則として公認されることになったのである。

等しく女性の人間的自由を要求すると言つても、初期の女権運動者が、ひたすら婦人の男子と同等の権利要求にはこ先を向けているのに対してやがて女性の人間的自由そのものの内容を直視するようになると、男子同様の自由化によって、婦人の男性化を求めるのではなく、教育・労働・法律・社会的自由の追求は、それを媒介として、婦人が女性としての固有の自由に到達するための準備運動に過ぎないという反省がうまれてきた。私はここで、この婦人の女性としての固有の自由要求を代表する新しい運動の代表者として、スウェーデンのエレン・ケイ女史 (Ellen Kay, 1849-1926.) の活動に触れておきたいと思う。

スウェーデンの婦人運動に強い思想的感化を与えたエレン・ケイは、その恋愛論において、20世紀は子どもの世紀であると主張し、よき子どもを産み育てる母性の完了のためには、婦人はまず女性として自己を充実する人間的自由を獲得しなければならぬことを強調した。即ち女性としての性的自由を求める婦人運動の本質的帰結として、自己の子どものために、その父親を己れの理想に即応して選択し、生活を分かち合う恋愛および結婚の自由とその完遂とを、婦人の譲り難い権利と考えたのである。恋愛を自由に選択することによっ

て結婚の内容を実質的に充実し得る社会環境を実現することを、婦人運動の究極目的として、その欠かすことのできない実践過程として、家父長的な男子専権社会の因襲を打破し、女性の地位を向上せしめる社会的努力が切実に要求されている、と確信したのであった。20世紀におけるスウェーデンの社会経済の発展は、この婦人運動の要求とからみ合って、徐々に人間関係における男女の役割を変容するに至っている。

III 婦人差別の存在と婦人運動急進派

スウェーデン社会の過去および現在における最も代表的な理論的指導者 Myrdal 夫妻が、Kris i befolkningsfrågan (人口の危機) をもって、家庭および婦人の地位にかかる社会政策上の重要提案をおこなうことによって、1930年代のスウェーデンで、婦人の社会的地位が急速に重視せられ、また性教育や家族計画が実施される機運がうまれた。しかし最近のスウェーデン婦人問題は、既に述べてきたオーソドックスの婦人運動史では理解しきれない異常とも思われる様相を示している。それは男女両性の性的役割 (sex-role) についての見解に急激な変化を生じてきたことである。社会経済研究協議会 (SNS) のメンバーで “The Changing Role of Men and Women” (1967) の共編者である Sliv Thorsell は、Sweden in the Sixties (Edited by Ingemar Wizelius, 1967.) のなかの “Swedish Women Today” と題する論文において、男女の性的役割に関して、二つの接近方法、即ち稳健派 (the moderates) と急進派 (the radicals) の論争が展開されている事情を解説している (P. 144)。それによると、稳健派といえども、婦人が家庭にのみ留るべきものとは考えず、家庭と職業的役割との二つの役割を同時に遂行しうるためには、職場と家事の期間的調整をおこない、またコミュニティ・サービスの提供をもって足りりと考えている。これに対して、急進派は、稳健派のこの婦人に対する家庭的および職業的な二つの領域での役割両立論——それは逆に、男子を家事から解放して、職業に専従せしめることを意味する——は、妥協と便宜主義に隨るものに過ぎず、このような解決方法は、

家庭および労働市場における女性の地位を改善するにははるかに遠く、伝統的な家庭の業務に侵害しないかぎりにおいてのみ、就職を認める中途半端な位置に、いわば「仮釈放」しているだけのことである、と論評する。急進派は、婦人の家事と職業とのあいだの自由選択（“option”）という考え方を排撃しようとする。即ち厳密な意味の男女平等の原則は、ただ一つの論理的帰結として、男子と女子とは、家事と職業との二つの役割を同時に担うべきものと考えているのである。

この急進派の潮流にさきだって、社会における婦人の役割に関する論議に口火を切ったのは『条件つき婦人解放論（Kvinnans Villkorliga Frigivning）』を書いた Evamoberg であった。男女は家庭と社会生活の二重の役割を担うべきであり、従って男子の家庭および育児に対する責任の確認なくして、婦人解放はあり得ないということを、婦人運動の基本的的前提条件として提唱したのである。

急進派の見解は、あきらかに婦人運動におけるエレン・ケイの段階を越えて進もうとしている。婦人運動初期の婦人参政権運動（The Woman's Suffrage Movement）において、サフラジェット（Suffragette）が法律的自由を先決条件として、男性と同様の自由の獲得に突進しつつあるとき、エレン・ケイは、女性としての特有の自由に視線を向け、女性の出産と育児における固有の任務を遂行するに足る「母性の完了」のために、母性の安全確保に対する社会的処置を要求する権利を婦人運動の新課題として重視したのであるが、婦人運動のこのエレン・ケイ的段階では、婦人が男子と同様に職業的訓練によって、男子と同じ労働に従事し、政治的活動に奔走することによって、母性完了の性的自由を阻害されるにいたることを、強く警戒したのである。しかるにいま、スウェーデンの急進派たちは、家庭の伝統的パターンを教育制度の拡充、社会の技術的進歩、労働市場の拡大、社会福祉措置の前進、結婚年令の低下、出産年令の早期化、核家族化の急進、平均寿命の延長など、激変する社会における生活パターンの推移に沿うて、家事と職業の両役割を男女等しく分担しようとする新しい視野を開拓しようとしている。近代の婦人運動史において、婦人参政権運動

を第一期とみるならば、母性完了のための恋愛および結婚の自由を要求するエレン・ケイ的運動を第二期、而してこのスウェーデンの急進派の男女本質的平等の生活パターン追求の運動を第三期と呼ぶことができるであろう。街角で風貌いやしからぬ壯年男子が、エプロン姿で乳母車を押して買物にゆくのに出会う。それは、この国の婦人運動と深く係わりあっている光景なのである。

女性が男女の生理的相違にもとづいて、出産の機能を通して、人類の存続に貢献する獨得の役割は、永劫不滅の厳然たる事実として残されてゆくことは、いまさら論ずるまでもない。しかしエレン・ケイが母性の完了の必須条件として求めたことも、彼女のおかれた社会的発展の実状のなかでは永久に望ましいと考えられたことであろう。育児や家事の諸条件が、発展する生活パターンのなかで徐々に整えられてゆくところでは、伝統的に女性固有の機能と意識されてきたことも、女性ひとりに負わさるべきことではなく、男子の手によって、またコミュニティ・ケアによって処理される部分が多くなってくる。「女らしさ」ということは、現時点でいかに恒久的にみえるにもせよ、それは歴史の鑄型のなかで、その社会構造のなかに形成される状況の現在的必要から織り成された歴史的属性であって、その普遍的とみえる様相を永久的真理として固定化することは、却って歴史の流れに逆行せしめることになりかねない。

婦人運動において、つねに問題の中核にあるのは、社会関係における男女の関係が、教育的・労働的・法律的な抑圧によって、社会的存在としての女性を、差別の牢獄に幽閉する結果に陥っているのではないかということである。差別に慣らされた国々の古い伝統のなかでは、それほど熾烈に問題意識にのぼらない婦人の地位が、スウェーデンでことさら鋭く問われているのは、福祉国家的進路を辿るこの国では、社会の生活水準の向上が、われら何をなすべきかについて、つねに現在の生活パターンへの反省をもつ機会を与えていたからである。即ちスウェーデンの婦人運動が、急進派の主義によって、職業および家事における男女共通の二重役割の要求に視線を向けざるを得なくなっていることは、実にスウェーデンの社会的諸条件の発展段階が、男女の社会的差別を真剣に

問題としうるところまで到達したことを物語っているのである。人間尊重の基盤から男女の本質的平等を実現するために、職業および家事における男女共通の二重役割を要求するとしても、その実現には幾多の困難が存在する。スウェーデンで今日の性的役割に関するいくつかの新刊書論評を “*Upsala Nya Tidning*” 紙に載せているウppsala大学助教授 Ulf Boëthius の論文 “The New Feminist Movement” が最近の “*The Swedish Dialogue*” (The Swedish Institute, 1972.) 誌に転載されている。その冒頭に曰く、「社会における婦人の地位に関する人々の討論は、いつの時よりも熱気を帯びた形で、再び燃えあがっている。1960年代の性的役割論争は、もはや古くさく偏狭なものとなっているとする新しく、戦闘的な婦人運動が、急速に生じている。両性の関係は、いま一度、婦人の重要関心事となってきた。何かの機会に差別に気付いた人は、誰もみなただちに自分自身の戦いに乗りだすことができるのである。」

(前掲書12頁)

Boëthius は先ず、最近出版された Iréne Mattis Dick Urban Vestro, *The Feminist Battle, Toward a Revolutionary Women's Movement* を、社会主義左派の代表的見解として紹介している。それによると、例えば、1960年代初期における Evamoberg によって火をつけられた性的役割の論議では、中産階級的視点に立って、婦人の解放を専門職的雇用と直結しようとしているけれども、婦人大多数の仕事は、ストレスと单调に満ち、一般に家事と職業との選択の自由などというものは実際には存在せず、雇用はそのまま「解放」につながるものではない。また性的役割を養育問題に矮小化して考える傾向があるが、性的役割は、究極的には社会の経済構造との連関を見失っては、正当に理解されない。不公正な取扱いの主たる犠牲となっているのは、婦人、特に労働者階級の婦人たちであり、これらの人々にとっては、解放はただ男性との平等という理念によって導きだされるものではなく、主婦および賃金労働者としての厳しい経済的搾取条件からの解放を意味するものでなければならない。

この社会主義左派の主張は、マルクス主義的批判やブラック・パワー運動に刺戟された左翼公式

主義的な意見ではあるが、最近の「低所得問題委員会」(The Commission on Low Income) 報告にも等しくかがわるように、男女は公式的には一応平等であると定められながら、現実にはどの領域でも差別が存在することを、Boëthius は重視する。利潤追求的動機の決定的である社会では、婦人は男子と均等の価値を有しない。彼が Maud Hägg and Barbro Werkmåster, *Freedom Equality, and Sisterhood* や Sinnika Ortmann, *Men in the Male Society* に従って指摘するスウェーデン経済界および政界における婦人差別の実状は、高度化する福祉国家の栄光を期待する訪問者たちには、意外の感を与えずにはおかれない。

婦人労働者の3/4は低所得業種に従事し（男子では9%のみがこの種の業務に従事），婦人フル・タイム労働者の41.4%は、この国の生活水準と物価に比して低給の15,000 クラウン（約3,000ルーピー）以下という実態であり、婦人解放の第一前提は、この男子に遙かに劣る低額所得問題の解決である。家庭主婦は家事と育児に無給で働いているばかりではなく、保育所不足のために、21万の就職希望婦人は（スウェーデン総人口は1970年1月—800万）就業の機会に恵まれず、厳密には婦人の潜在的失業人口は60万に達すると見込まれている。婦人職業として特別の職場が創出される場合にも、男子同種の地位に較べて低給を認めなければならない。

婦人の経済的地位の低さは、政治にも反映する。男子は上級の意思決定を担当する地位におかれ、婦人はこれに従属的立場におかれる。国会議員の13%，地方議員の12%に過ぎず、地域合併の進行について、その比重は低下の傾向にあるという。地方官庁に働く婦人の数は多いが、児童・家庭・社会福祉などの女性向きと言われる業務に集中する。

35才の大学出身者に「あなたの男子としての役割の有利な点と不利な点を話してくれませんか」という問い合わせて「有利な点と言えば特権をもつことであり、不利な点は、特権をもつことを自覚せしめられることです」と述べたというエピソードが掲げられているが、新急進派が克服しようとしているのは、この男子の特権的地位である。

IV 労働市場における婦人の差別

外国からの訪問者が、静寂で清潔な街や田園に住む人々の高い文化生活にまなこをみはり、外国人向けの実に豊富な解説書やパンフレットで、その整然たる社会状況をみると、スウェーデンでは、男女平等の地位が既に確立され、そこから誰もかれもが全く対等の性的役割において、自由恋愛を楽しみ、自由人として独得の家庭生活を築いていると推察するのが、極く自然である。

しかし Boëthius の解説からも知られるように世界の模範国ともみられているスウェーデンでも、男女の本質的平等は、いまだ実生活のなかに浸透しているとは言い得ない。さきに述べた Siv Thorsell の論文もまた、スウェーデン政府が、男女の差別は廃止せらるべきことを強調し、児童保護と家庭保持のための責任を男女平等の課題とし、労働法制をもって、男女の就職に平等の便宜を提供し、その必要に応じてパートタイム労働をも準備することを約束しているけれども、「しかし、未だこれらは実際に成就されたものというよりも、むしろ渴望的性質のものである。まこと、勤労婦人問題に關係する多くの領域で、改革への根本対策の欠如を検討してみるとわかるように、その渴望自体には、ただリップ・サービスを与えられことが多いのである。」(Thorsell, 前掲書147~148頁)と述べ、児童保護の不充分さ、労働市場の差別、婦人労働機会の低調さ、教育上の差別などを分析した結果として、「スウェーデンその他とのところでの成行きの示しているように、男女同権の本格的な取組みは、いま始ったばかりである」(前掲書153頁。)という結論に達せざるを得なかった。

「婦人差別の徹廃に関する国連宣言」(1967)に曰く、「婦人に対する差別は、人間の品位や、家族および社会の福祉と相容れず、諸国の政治的・社会的・経済的および文化的生活における、男子と平等の条件による婦人の参加を阻害し、自己および人道的服务への婦人の潜在能力の十分な開発への障害となる。一国の充分かつ完全な発展、世界の福祉、平和の大目的は、あらゆる分野において、男子と同じく、婦人の最大の参加を必

要としている。」世界でも民主主義のいちはやく伸展したスウェーデンにして、なお、以上に検討したように、婦人差別徹廃がかくも困難であるとすれば、その点では殊更おくれをとる日本社会においては、婦人運動の進路は並大抵の苦労では切り開かれないと言わなければならない。

Anna-Greta Leijon, *Swedish Women-Swedish Men*, 1968 は、「最後に雇用され、最初に職首される (“last hired and first fired”) 黒人と、スウェーデン婦人とは、形式と程度の差こそあれ、偏見的差別を受けつつある点では、共通の心理学的現象のもとにおかれている」とさえ論じている (Leijon, 前掲書, 16~19頁。)。この Leijon の書は、実態分析を基礎に、スウェーデンにおける婦人差別の現実と婦人解放の戦略を考察しているが、婦人問題の現状認識と将来の展望をもつてには、好適の書である。1945年には婦人は男子平均給料の $\frac{2}{3}$ であったが、今日では80%水準に達している。しかし婦人は低賃金部門に集中する傾向があり、殊に育児のための離職後の再就職には、離職による能率低下により不利を免れない。家事労働の合理化、婦人寿命の延長、子どもの自立の早期化の趨勢を考慮して、特に35才以上の婦人の雇用率を引上げるために、政府は近ごろ野心的なプログラムに着手し、パートタイムの待遇条件を改善することによって、家事に携わる婦人と職場との関係を密接ならしめ、婦人の労働能力の低下を防止しようとしている。1967年、婦人の職業的差別の解消について協議するために、官庁、企業者連盟、労働総同盟などの代表者会議が開催されたとき、男子もまた婦人と同じく、子どもの実生活と情緒面に責任を持つべきであり、それゆえに幼児をもつ父親は、パートタイム勤務を認めらるべきであるという議論がおこなわれたが (Leijon, 31~33頁)，それは今のスウェーデン社会の今日的状況の一部を示すものである。最近の保育および医療機関の拡充要求には著しいものがあるので、さしあたりその分野への就職機会は急増するとみられている。

Bo Carlson, “Trade Unions in Sweden”, 1969, によれば、労働組合側では、婦人の低賃金は男子の賃金頭打ちを生ずるという意味で最も不利な競争相手と考えられるが、同時にま

た組合側のたてまえとする男子との平等賃金は、女子の就職機会を圧縮するという意味で、ジレンマに陥っているという（前掲書87頁）。1961に、企業者側との協定で、男女平等賃金を原則とすることとはなったが、一部を除いては、全体では女性賃金は男子の80%水準にとどまっている。工業労働者の労働時間は5日間労働で69年現在で週42.5時間と（超過勤務は、はじめの2時間25~35%増、それ以上は50~60%，土曜・日曜は100%増）となっているが、労働者の労働時間は5日間労働で、69年現在での平均賃金は、男子10.55クラウン、女子8.30クラウンとなっている。Leijon曰く、「女性は今もなお、自己扶養の制度として結婚に依存し、自分たちの収入を、単に家族収入への補助と考える場合が多い。多くの婦人がこの態度を捨て切れない限り、そしてまた自分自身の権利のために戦う備えのない限り、その賃金を男子並みに引上げることは、望むべくもない。」（Leijon, 前掲書, 58頁）。

労働市場における婦人の今後の地位改善に希望を抱かしめられるのは、近年の経済規模の急速な拡大、サービス部門の雇用水準の向上、職業教育の拡充、而してまた福祉国家将来の発展に対する婦人労働の重要性についての認識が、スウェーデン国内に深められてきた事実である。スウェーデン経済学者 Per Holmberg の研究によれば、もし婦人が男子と同様に雇用され、同じ生産性を挙げるとすれば、国民総生産と所得とは、5割程度の上昇を生ずるということである。婦人運動はこれらの社会的背景に支えられて、労働市場における婦人差別の解消への道を、いかにその道程が遠くあろうとも、前向きに進み得る可能性をもつてゐると考えられている。

V 結婚および離婚

婦人運動の前進という角度から、スウェーデン婦人の社会生活を考察すると、その結婚および家庭状況に様々の特徴をもつことに気付くのである。結婚年令は、法制上男子21才、女子才18と定められているが、男子が18才に達すれば、両親の同意、自己及び配偶者の生活を支持する能力を条件として結婚を許される。初婚平均年令は男子

25.9才、女子23.3才であるが、近年次第に年令以下の傾向にある。それは、生理的成熟の早期化、経済成長につれて、一般就職者のみならず学生にまで、生活力が与えられる社会的条件が備ってきたからである。結婚が成立するのは、多くは、子どもを持つことへの期待と結びつき、インテリ層の結婚懐疑論があるにもせよ、今日の社会環境では、やはり結婚が最も自然であると考えられているからである。

結婚手続には、結婚予告証明書が必要であり、双方に結婚についての障害がなく、また一定の疾患懸念のないことを記入し、これを公示する。結婚は比較的容易であるが、離婚はやや困難な手続を伴う。即ち離婚志望の夫婦は法的な別居手続を求められ、普通一ヵ年間の別居中は、依然として法的には夫婦である。この期間中に、離婚志望者は、牧師または民間の調停者のもとを訪れる求められるが、別居期間中に全志望者の25%は離婚を思い止まり再び同棲生活に復帰している。このことは、離婚率の増大する日本で本格的な結婚カウンセリングの備えをすることの緊急性を示唆していると思われる。

スウェーデンの離婚率は、1911-20年の2.5%から1951-60年には6.6%に上した。1950年代の半ばから、この離婚率はほぼ固定していたが、極く最近になって再び上昇期に入っている。後に述べるような近年の性愛関係の変化が結婚生活に及ぼす影響が、離婚率の低下、安定に貢献するのか、却って恒常的な上昇傾向に赴くのかは、議論のあるところである。婦人の稼働化の進展が、経済的独立の可能性を与えるに従って、「結婚稼業」的な自主性喪失の結婚からの脱却を願う目覚めた婦人たちが、離婚を決意するにいたることは、過渡期的には大いに予測しうることである。全離婚数の1/5は結婚5年以内に生じているが、そのような事情から、より年長婦人のなかで離婚数の増大する可能性があると思われる。

離婚原因には、経済的、性的不調和、飲酒、残虐性など月並みな傾向が並び、不貞は14%を示している。経済的独立、子女の早期独立などによって、自我の確立の自由への機会が多くなると、性格の不一致、結婚の幸福探求への熱望というよう、結婚関係の充実につながる離婚が増大すると

予期されている。不幸な結婚では、離婚こそ真実の結婚を求める婦人の救いとなるかもしれない。

スウェーデンの結婚関係において、特に重要な地位を占めるのは、子どもへの責任である。離婚において、子どもへの後見および経済的責任の遂行は、社会的に厳格に規制されている。父親と母親とのいずれが日常の世話を引きうけるかは、双方協議により、家庭裁判所は形式的にこれを確認するのみであるが、もし意見の一致を見ない場合には、裁判所側で専門職により最適な道を決定するが、多くの場合に母親が選択されている。引離された側の親も、面会と一定期間の共暮しを公認される。

離婚において、子どもの生活費を負担するのは父親と定められている。その収入に応じて、一定額の仕送りがおこなわれるが、裁判所指定の後見人（ソシアルワーカーがこれに当る場合が多い）が、18才に達するまで父親からの扶養費の取立てをも引受けける。離婚した夫婦の在来の住居は、子どもを引とる側の親に帰属する。妻が自活能力をもたない場合には、裁判所は夫からの仕送りを命ずるので、夫が離婚後他の女性と結婚する場合には、二家族の経済負担を背負うことになるのである。社会保障の発達したスウェーデンでは、他の諸国にみられるような極貧者（the destitute）は存在しないといわれる。しかし官庁側の説明では、貧困者（the poor）と呼ばれている者の多くは、離婚により仕送り義務を負わされている人々であるということである。

すべての法制が、子どもおよび婦人のニードを中心にして、男性への配慮を欠くように見受けられるのは、伝統的な男性の社会的役割の結果であり、結婚が従来の自活能力のない婦人にとっては、生計をたてる制度を意味したからである。これは男子専権社会において、社会が男性に課する唯一の罪ほろぼしの機会であるのかも知れない。しかし今後、女性の就職機会の増大と社会保障の充実によって、離婚における男性の過重の負担を軽減し、何よりも離婚によって生活破壊に導かることのない社会を建設することが、社会福祉政策の真の任務である。

VII 性関係の変化と婦人運動

婦人差別をうみだす諸要因が「世界の模範国スウェーデン」において、いかに多く残留するか、その克服を任務と心得るインテリゲンチャの婦人運動が、文化水準の高いスウェーデンでは、いかに強くなりつつあるか、ということを語ることは、スウェーデンの暗黒面を殊更強調しているという印象を与えるかもしれない。しかしそのことは、他の先進諸国に較べて抜群の努力を積み重ねてきた社会福祉活動によって、スウェーデンの婦人とその子どもたちが、日本とは比較にならない優れた待遇を受けている事実を、いささかも過少評価することにはならない。その整った福祉体系の紹介によって、世界の人々を驚かせた“Social Sweden”が、スウェーデン政府により公刊されたのは、1952年のことであって、その後20年の間に、社会民主党政府は、さまざまの企画をもって、婦人と子ども、そして老人を守ってきたことも忘れてはならない。

それによって最近生じている重要な社会的変化の一つは、スウェーデン人の Sex に対する態度である。そのなかい歴史における社会的・思想的背景を知らない外国からの旅行者たちからは、その現象面のみに目を奪われて、軽薄な享楽主義的「フリーセックス」と解せられやすい男女の性的関係の真相を究明することは、男女の社会的性関係において、婦人差別による地位の低さを問題視する婦人運動の立場からは、見逃すことのできない関心事であると言わなければならない。

この問題については The Swedish Institute, “Sweden Today” シリーズのなかの Birgitta Linner, *Society and Sex in Sweden*, 1971, また同じ著者の UNESCO から出版された *The Sexual Revolution in Sweden*, また性教育に関する Britta Stenholm, *Education in Sweden*, 1970, The Swedish Association for Sex Education, *What the Swedes Teach about Sex*, 1970, The National Board of Education in Sweden, *Handbook on Sex Instruction in Swedish Schools*, 1968, などが入手した文献では参考になった。以下にそれらを要約して検討することにしよう。

スウェーデンの若者たちの大部分が、婚前の性的関係を続けていることは、ある意味で社会公認

の事実であって、ただ極く少数の人々のみがこれを非難する。工業都市エロブロで1964年に大規模におこなわれた高校生（平均年令18才）の性的行動の総合調査では、男生徒の57%，女生徒の46%がすでに性的体験をもっているが、それは親密な婚前交際のなかで生ずる現象であると報告されている。1967年ストックホルム大学の教授たちによって行われたストックホルム市の3,000名の15才より25才の青少年に対する性および性的役割への態度調査では、4%の青少年が、婚前の性関係は結婚による相互の節操に直結すると考えていることが報告されている。ホモセックスについては、1/3がこれを異常と考えている。

スウェーデン版キンゼー報告と呼ばれる1969年2月の性教育委員会の「スウェーデンにおける性生活」報告書は、婚約者の婚前性的関係は、世間の人々の90%までが、これを支持しているが、婚約を前提としない性関係は、青年男子の53%，女子の25%が支持しており、年長婦人の殆んどがこの種の関係に反対を表明している。即ち大部分の人々は公然と婚前性的関係を支持するが、結婚における忠実性につながることが絶対的に重要であると感じているのである。87%の男性、91%の女性がこの見解を表明している。男女同権時代において、両性の性的節操への態度がかくも近似していることは、特に注目すべき現象である。婚前のいわゆる試験結婚（a trial marriage）の期間に心身の相性を確かめ、充分な備えをもって愛の結婚に向わしめることが、真に充実した結婚を実現する道であろう。結婚相手を十分に選択し得るまでの恋愛の自由のないところでは、社会制度としての結婚への根本的懷疑の声が大きくなるばかりである。その試験結婚的期間を社会教育や、結婚前カウンセリング（pre-marital counseling）をもって、若者たちの思慮ある結合関係へと、主体性確立をめざすスウェーデン社会の将来の結婚は、米国で伝えられるような乱交的結合とは、全く質の違ったものである。

両親は、生れてくる子どもは、望まれた子どもであり、よく愛育されるように、自己決定を行なう権利と義務とを有するというのが、スウェーデンの家族計画の基礎的な考え方である（Elise Ottesen-Jensen, *Unwelcomed Children*, 1924.）。

それには、若者たちが不用意に妊娠をもって、不本意な人生行路へ投げこまれることのないために十分な性教育とバース・コントロール方法の徹底とが必要となってくる。1939年の優生法実施までは、避妊方法の知識を普及することさえ、厳罰に処せられたのであるが（The Swedish Institute, *Therapeutic Abortion and the Law in Sweden*, 1971. 参照），すでに1933年産児調節運動の先駆者 Ottesen-Jensen によるスウェーデン性教育協会（RFSU）の設立、1935年 Alva Myrdal たちの王立人口委員会における決議によって、スウェーデン性教育は独特の進路を歩みはじめている。

スウェーデン性教育の整然たる体系には、驚嘆すべきものがある。この領域での諸文献によると就学以前、7才より20才に至る学童並びに中・高校生、大学生に対する具体的性教育は、日本の学校教育でいま開拓的に始められている性教育とは、レベルが異なる。従って、若者たちは、今さらポルノ・フィルムが映画斜陽時代を乗り切ろうとする映画館で上映されても、一時の興味はあったとしても、その取り方は、秘密主義の陰にひたすら好奇心の見え隠れする日本の獵奇趣味とは、著しく結果が異なるのである。事実、ポリノグラフィは、公開主義をとっている国では、人の懸念するような弊害を与えていないという意見であった。英国滞在中に、ポリノグラフィに関する The Longford Report が発表され、各新聞紙一斉に賛否両論の熱気をおびた論議を戦わせていたが、日本では、それよりも先ず性教育のあり方について、各界の慎重な総合討議を以て、その本格的展開の方向に赴くべきであると思う。

もちろん、スウェーデンで相当ながい歴史のかで得たものを、開拓期の日本性教育で俄かに高度の水準を実施することは、日本の環境の実態では困難であろう。しかし今日の日本の性教育は、保守的というよりも、むしろ怠慢に近い。それでは好奇心を刺戟するポリノ・コマーシャリズムの犠牲となるのみであろう。

生れてくる子どもに対するスウェーデン人の畏敬の念は意外なほど厳肅で、私生児に対しても児童福祉ガーディアンが指定され、18才（在学子女は20才）まで後見の勞をとり、私生児の父親は90

%まで発見され、養育費の仕送りを命ぜられている。未婚の母親は日蔭者の汚名を受けることもなく、社会的処遇のもとで子どもの養育にあたり、陰鬱な精神状況は全くみられないという。しかし婦人差別のいまだ存続する現状では、いかに社会福祉が整備されても、新しい性道徳においても、女性の不利な事情は脱却できない。そこにスウェーデンの婦人運動の存在意義があるのである。

初めに述べたキャサリン・ノットの「スウェーデンは、ただ美しい顔と姿があるだけで、その背後に何もない女のようだと言えるだろう。美しいけれども啞なのだ」という批評は、果して正しいのであろうか。スウェーデン婦人運動には、「この美しいけれども啞」という表現に激しく反発するものが秘められているのだ、と私は言いたい。